

# 秋田職業能力開発短期大学校同窓会 杉風会 会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、会員の親睦と連携を図り、併せて、秋田職業能力開発短期大学校（以下「秋田校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会（秋田職業能力開発短期大学校同窓会）の名称は、杉風会とする。

### (事務局)

第3条 本会の事務局は、秋田県大館市字扇田道下6-1 秋田職業能力開発短期大学校学務援助課に置く。

### (会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 卒業生
- (2) 学生会員 在学生
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会した者

### (事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) その他、必要な事業

### (役員)

第6条 本会運営のために、次の役職を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (1名)
- (3) 書記 (1名)
- (4) 会計 (1名)
- (5) 会計監査 (2名)

本会の役員は、総会において選出する。

### (職務)

第7条 役員職務は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、また会議の招集・議長を決める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の内容を記録保管し、会長の必要に応じて提出する。
- (4) 会計は、会費収入と総会で認められた事業に関する支出に関する事務を行う。
- (5) 会計監査は、第3章に定められたとおり、年度ごと会計監査を行い、監査結果について総会に報告する。

### (顧問)

第8条 本会の運営に関する相談役として顧問を置く。顧問は、秋田校の校長、能力開発部長、総務担当調査役に委嘱する。

## 第2章 機関

### (総会)

第9条 本会の議決機関は、総会とする。

第10条 本会の総会は、全会員で構成する。

第11条 本会の総会は、下記の議決を行う。

- (1) 事業計画並びに、予算の審議と決算の承認、会計監査報告
- (2) 役員を選出
- (3) その他、重要事項の審議

第12条 総会は、年1回以上開催し会長が招集して行う。総会は会員の1/4以上の要求があったとき、又、役員会が必要と認めたとき、会長が臨時に招集することができる。

第13条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を要し、同数の場合は議長が議決する。

#### (役員会)

第14条 役員会の行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会審議事項の決定と決定事項にかかる事務手続き等
- (2) 緊急事項の決定と決定事項にかかる事務手続き等
- (3) 事業の企画と原案の作成
- (4) その他、重要事項の審議

第15条 役員会は、会長が必要と認めたとき、または1/3以上の役員が要求があったときに会長が招集する。なお、緊急事項に関する決議が必要とされる場合は、役員半数以上の出席で成立した決議は総会の場合に準ずるが、当該年度の総会にて経緯と結果について報告しなければならない。

### 第3章 会計

#### (収入と返金)

第16条 本会の経費は、以下の会費及び寄付金による。

- (1) 本会の正会員、学生会員及び賛助会員の会費は、終身会費 5,000 円とする。
- (2) 学生会費は、入学時に納入するものとし、会費は正会員に変更されても再度徴収しない。学生会員会費は、同窓会事務局で一時保管する。
- (3) 学生会員が退学等で正会員に変更できなかった場合、事由が発生した段階で会費の半額を返還する。
- (4) 本会の寄付金は、経常費に繰り入れることができる。但し、寄付者において用途の指定がある時は、その用途に充てる。

#### (会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年の8月31日までとする。

#### (会計監査)

第18条 本会の会計は、年1回以上の監査を経なければならない。

### 第4章 その他

第19条 会則の変更は、総会の決議によらなければならない。

第20条 本会の会員が死亡した場合、役員会において協議の上、弔慰金を支払うことができる。

### 附則

1. この会則は平成8年11月1日より実施し、第1期生より適用とする。
2. この会則は平成9年11月1日より実施し、第1期生より適用とする。
3. この会則は平成12年11月1日より実施し、第1期生より適用とする。
4. この会則は平成19年10月1日より実施し、第1期生より適用とする。
5. この会則は平成25年10月1日より実施し、第1期生より適用とする。
6. この会則は平成30年10月1日より実施し、第1期生より適用とする。